

役員等報酬規程

社会福祉法人 東京武尊会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東京武尊会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。但し、同日に法人（施設）の業務を行った場合は、理事会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事長及び理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日に法人（施設）の業務を行った場合も、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人（施設）の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人（施設）の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人（施設）の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

5 法人（施設）の職員を兼務する役員等は、給与規程に従うものとする。

(常勤役員の勤務報酬)

第5条 第3条及び第4条にかかわらず、週平均2日以上業務にあたる役員に対しては、別表3により、月額報酬を支払うことができる。

2 当該報酬以外に、第3条及び第4条に係る支出及び実費弁償費並びに出張に係る報酬の支出は、これを行わないものとする。

3 法人（施設）の職員を兼務する役員等は、給与規程に従うものとする。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日に監事業務を行った場合も、本条次項の報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人（施設）の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情解決第三者委員の勤務報酬等)

第7条 苦情解決第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日に苦情解決第三者委員に係る業務を行った場合は、本条次項の報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

- 2 苦情解決第三者委員が理事会及び評議員（出席）以外の日において、法人（施設）に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うことができる。

(改正)

第9条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

- 1 この規程は、平成 22 年 7 月 1 日より適用する
- 2 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より一部改定施行する
- 3 この規程は、平成 29 年 7 月 1 日より一部改定施行する